

藤沢市社会教育委員の委嘱について
次の者を藤沢市社会教育委員に委嘱する。

2015年(平成27年)6月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別	備考
あらい かつお 荒井 勝男			社会教育 関係者	新任	藤沢市体育 協会

2 任期

2015年(平成27年)6月25日から2016年(平成28年)6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市社会教育委員に欠員が生じたことに伴い、社会教育法第15条第2項並びに藤沢市社会教育委員に関する条例第2条及び第3条の規定により補欠の委員を委嘱する必要による。

参 考

社会教育法 抜粋

(社会教育委員の設置)

第15条

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

藤沢市社会教育委員に関する条例 抜粋

(委員の定数等)

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 特別の理由があるときは、任期中でも解嘱することができる。

3 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。